

令和8年度 日出町教育・保育施設徴収金（保育料）基準額表

【1号認定（従来の幼稚園部分）】

階層(世帯)区分	世帯の 状 況	私立幼稚園・認定こども園 (満3～5歳児)		町立幼稚園 (5歳児のみ)	
		第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
第1階層 (生活保護世帯)		無料(保育料のみ) ※給食費や教材費などは実費負担となります。 (詳しくは利用施設にお問合せ下さい) ※給食費(副食費)の免除制度があります。(裏面参照) ※預かり保育の利用は、利用料金がかかります。 ※預かり保育の利用料を無償化するためには、手続きが必要です。			
第2階層 (町民税所得割を課されない世帯又は里親)	ひとり親世帯等 その他の世帯				
第3-1階層 (町民税所得割額が5,000円以下の世帯)	ひとり親世帯等 その他の世帯				
第3-2階層 (町民税所得割額が5,001円～77,100円の世帯)	ひとり親世帯等 その他の世帯				
第4階層 (町民税所得割額が77,101円～211,200円の世帯)					
第5階層 (町民税所得割額211,201円以上の世帯)					

【2・3号認定（従来の保育所部分）】 ※下表料金は、月額保育料となります。

階層(世帯)区分	世帯の 状 況	2号認定(3歳以上児)				3号認定(3歳未満児)			
		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間	
		第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
第1階層 (生活保護世帯又は里親)		無料(保育料のみ) ※給食費や教材費などは実費負担となります。 (詳しくは利用施設にお問合せ下さい) ※給食費(副食費)の免除制度があります。 (裏面参照)				0円	0円	0円	0円
第2階層 (町民税非課税世帯)	ひとり親世帯等					0円	0円	0円	0円
	その他の世帯					0円	0円	0円	0円
第3階層 (町民税所得割額が48,599円以下の世帯)	ひとり親世帯等					6,800円	0円	6,650円	0円
	その他の世帯					13,600円	0円	13,300円	0円
第4-1階層A (町民税所得割額が48,600円～57,699円の世帯)	ひとり親世帯等					9,000円	0円	9,000円	0円
	その他の世帯					20,200円	0円	19,800円	0円
第4-1階層B (町民税所得割額が57,700円～72,999円の世帯)	ひとり親世帯等					9,000円	0円	9,000円	0円
	その他の世帯					20,200円	0円	19,800円	0円
第4-2階層A (町民税所得割額が73,000円～77,100円の世帯)	ひとり親世帯等					9,000円	0円	9,000円	0円
	その他の世帯					22,800円	0円	22,400円	0円
第4-2階層B (町民税所得割額が77,101円～96,999円の世帯)						22,800円	0円	22,400円	0円
第5-1階層 (町民税所得割額が97,000円～132,999円の世帯)						31,200円	0円	30,600円	0円
第5-2階層 (町民税所得割額が133,000円～168,999円の世帯)						35,200円	0円	34,600円	0円
第6階層 (町民税所得割額が169,000円～300,999円の世帯)						48,400円	0円	47,500円	0円
第7階層 (町民税所得割額が301,000円以上の世帯)						55,000円	0円	54,000円	0円

* 上表の3号認定(0歳～2歳)の第2子以降については、大分にここに保育の対象者(4/1年齢が2歳以下かつ第2子以降の児童)となるため、第2子以降無料となります。

裏面あり

■ 保育料の算定について

- (1) 保育料は、市町村民税所得割税額をもとに決定され、**保育料の切り替え時期は、毎年9月**になります。
- * 4月から8月までは前年度分、9月から3月までは当年度分の市町村民税により保育料が決定されます。
 - * 保育料の算定には、町民税に係る税額控除（住宅借入金特別控除、寄付金控除、配当控除等）は、適用されません。
 - * 税の更正がある場合、保育料も遡って変更されます。（当該年度内のみ。年度をまたぐ遡及は行いません。）
- (2) 保育料は、**父母それぞれの市町村民税所得割税額の合計で階層判定**を行います。
- 但し、父母の市町村民税が非課税かつ、同居祖父母等が家計の主宰者と判断される場合には、**父母以外の世帯員の税額で階層判定を行うことがあります。**
- (3) 年度途中に3号認定から2号認定に切り替わる児童（満3歳児）の保育料については、その年度中（3月31日まで）は3号認定（3歳未満児）の保育料額が適用されます。また、保育料の軽減も同様に、その年度中は継続して適用されます。
- ただし、1号認定に変更した場合は、軽減の適用がなくなることがあります。

■ 保育料の軽減について

- (1) **幼児教育・保育無償化制度**（国の軽減制度）
- 3歳以上の全ての児童を対象に保育料が無償化となります。（延長保育や預かり保育、教材費などは実費負担となります）
- ① 1号認定（教育認定）は、満3歳以上（年度途中で3歳を迎えた児童）を対象に月額保育料が無償となります。
 - ② 2号認定（保育認定）は、当該年度の4/1時点で3歳以上の児童を対象に月額保育料が無償となります。
- * これまで保育料の一部であった副食費（おかず・おやつ代など）が実費負担となります。
- * 副食費の金額については、施設によって異なる場合がありますので、詳細は施設にお問合せ下さい。
- なお、副食費については免除制度があります。（下記参照）
- * 1号認定の児童で、預かり保育を利用する場合、保護者が保育要件（満3歳児は非課税世帯であることも条件）に該当していれば、預かり保育利用料も月額上限額の範囲内で無償となります。その際は、利用給付認定を受けるための手続きが必要となります。（直接施設で手続きができます） ※新規認定は、**希望月の前月10日が×切**です。
- (2) **大分にこここ保育支援事業**（大分県と日出町の軽減制度）
- 令和8年4月1日時点**で2歳以下かつ第2子以降の児童は、（1）の軽減とは別に、**兄弟の年齢を問わず、2人目以降の保育料は無料**になります。なお、この軽減は**3号認定児童（0歳～2歳児）**にのみ適用されます。
- * この制度は、県又は町の動向により廃止・変更される場合があります。

■ 給食費（副食費）の免除について

幼児教育・保育無償化により、以下の条件で対象となる1号認定及び2号認定の児童は、副食費（おかず・おやつ代）が免除されます。

(1) 年収360万円未満相当世帯となる全児童

- 1号認定： **第1階層～第3-2階層までの世帯**
- 2号認定： **第1階層～第4-1階層Aまで（ひとり親世帯等は第4-2階層Aまで）の世帯**

(2) 年収360万円以上世帯の多子軽減にかかわる第3子以降の児童

第3子以降の算定基準	1号認定児童	2号認定児童
兄弟児のカウント対象範囲	小学校3年生以下まで (同一世帯内のみ)	小学校就学前まで (同一世帯内のみ)

≪その他≫

- * 3号認定（0～2歳児）は、保育料の一部に含まれているため、免除制度はありません。
- * 免除の審査は、市町村民税所得割税額をもとに行ないます。また、保育料と同様に**年2回（4月・9月）**審査を実施します。
- （4月から8月までを前年度分、9月から3月までは当年度分の市町村民税所得割額が適用されます。）
- * 保育料と同様に、父母の市町村民税が非課税かつ、同居祖父母等が家計の主宰者と判断される場合には、**父母以外の世帯員の税額で審査を行うことがあります。**

